

報道関係者 各位

令和6年3月8日

【照会先】

広島労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 中村 貴紀
衛生係主任 馬屋原 一海
(電話) 082-(221)-9243

広島県内初の「安全衛生優良企業」を認定！

～認定通知書交付式を開催します～

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。令和5年2月1日現在の全国の認定企業数は33社です。

広島労働局（局長 かまいし ひでお 釜石 英雄）は、この度、下記の日程により、広島県内初の「安全衛生優良企業」に認定された1社に対して認定通知書交付式を開催します。

報道機関の皆様には、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持、改善している企業について、就職活動中の若者をはじめ多くの県民の皆様幅広く知っていただけるように、取材・報道をよろしくお願ひします。

記

1 交付式

日時：令和6年3月14日（木）午前9時30分～

場所：広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎第2号館5階 広島労働局 局長室



2 認定企業

株式会社オプティコ（東広島市／商業）

代表者：代表取締役 津間本 美奈子

認定年月日：令和6年2月16日

○取材についてのご案内

交付式の取材及び交付後の認定企業に対する取材は可能です。

取材を希望される場合は、事前に上記照会先までご連絡をお願いします。

参考資料 1 第14次労働災害防止計画の概要

（自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発）

2 安全衛生優良企業公表制度関係（制度概要、33社の業種別内訳）

3 安全衛生優良企業認定基準

4 安全衛生優良認定企業の取組内容

第14次

労働災害防止計画の

概要



厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



自発的に安全衛生対策に 取り組むための意識啓発

- 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進



重点事項ごとの具体的取組

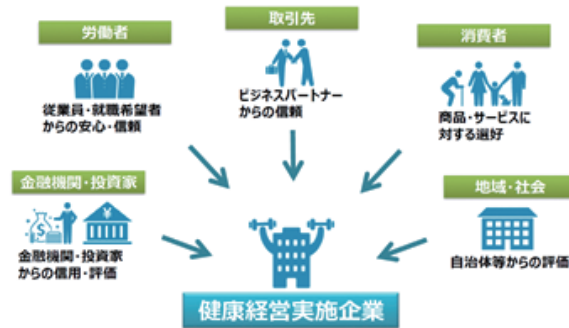
(重点①)

①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと **安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用**し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

*国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

【SAFEコンソーシアム】 【安全衛生優良企業公表制度】



「健康経営の認定実績(2022年度)」

- 健康経営優良法人(大規模法人部門) : 2,676件
- 健康経営優良法人(中小規模法人部門):14,012件

【SDGs(Sustainable Development Goals)】



目標3 **あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保**し、福祉(ウェルビーイング)を促進する。

3.9:2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 **包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。**

8.8:移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、**安全・安心な労働環境を促進する。**

CHECK

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避(軽減)
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上

安全衛生優良企業公表制度について

1. 安全衛生優良企業公表制度概要

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を評価し、認定する制度。認定された企業は、厚生労働省のホームページ等で広く企業名を公表している。

<制度開始> 平成27年6月1日
 <認定企業数> **33社（令和5年2月1日現在）**
 <認定期間> 3年間（経過後は再度申請が必要）

<認定企業におけるメリット>

- 健康・安全・働きやすい企業であることのPR
- 求人情報に記載することによるPR
- 認定マークを広報に使用することによるPR

2. 認定実績（「職場のあんぜんサイトHP」にも掲載）

◆業種の内訳 *33社（令和5年2月1日時点で認定期間中）について

- ・ 製造業：7社
- ・ 建設業：6社
- ・ その他の事業：17社
- ・ その他：3社（接客娯楽業、通信業、保健衛生業）

*33社のうち、22社が中小企業基本法に定める中小企業

◆年度ごとの認定件数（継続申請分を含む）

- ・ 令和4年度に認定：7社（内訳：新規3社、2回目以降4社）
- ・ 令和3年度に認定：10社（内訳：新規8社、2回目以降2社）
- ・ 令和2年度に認定：11社（内訳：新規6社、2回目以降5社）
- ・ 令和元年度に認定：15社（内訳：新規11社、2回目以降4社）
- ・ 平成30年度に認定：12社（内訳：新規5社、2回目以降7社）



認定マーク

安全衛生優良企業認定基準

次の1及び2を満たす場合に、安全衛生優良企業と認定する。

- 1 別添中の第1、第2の必要項目
全ての項目を満たす必要があること。
- 2 別添中の第3の評価項目
 - (1) 項目別基準
各分野別の評価項目の合計については、下表のとおりそれぞれの総計の6割以上を満たすこと。
 - (2) 総合点基準
全評価項目の総合点については、下表のとおり総計の8割以上を満たすこと。

		取組評価点	実績評価点	合計
1	安全衛生活動を推進するための取組状況	5点	-	5点 (項目別基準：設けない)
2-1	健康管理の取組状況	10点	2点	12点 (項目別基準：8点)
2-2	メンタルヘルス対策への取組状況	10点	-	10点 (項目別基準：6点)
2-3	過重労働防止対策の取組状況	10点	3点	13点 (項目別基準：8点)
2-4	受動喫煙防止対策の実施状況	-	2点	2点 (項目別基準：設けない)
3	安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組状況（製造業等※）	10点	3点	13点 (項目別基準：8点)
合計	製造業等※	45点	10点	55点（総合点基準：44点）
	製造業等以外※	35点	7点	42点（総合点基準：34点）

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種（林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。

別添

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項目
① 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと
② 過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表又は認定の取消しをされていないこと
③ 労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること
④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと
⑤ 過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと
⑥ 過去3年以内に違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表されていないこと
⑦ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められた労働保険料を直近2年度について滞納の事実がないこと

2 労働災害発生等状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

項目
① 過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと
② 過去3年間の全ての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業1日以上労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること ※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること
③ （有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間の全ての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること ※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること
④ （有機溶剤業務等作業環境測定の必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること ※「作業環境測定」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じんの測定があること
⑤ 直近事業年度において、企業内の労働者の労働時間の状況が次を満たすこと ・雇用する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く。）の1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、各月ごとに全て45時間未満であること ・雇用する労働者であって、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上であるものがないこと

3 その他優良企業として満たしていることが必要な状況 ※状況を確認するもの

項目
① 過去3年間の企業活動において、「安全衛生に関する優良企業」としてふさわしくない問題を生じさせていないこと ※この項目は、社会的に影響がある同種の悪質又は不適切な事案を生じさせたとして、国から公表等されたことがないかを確認する
② 過去2年間に「安全衛生優良企業認定取消基準」に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと ※認定を受けたことのある企業が対象
③ 過去3年間に安全衛生優良企業認定マーク、呼称等の不正使用がないこと ※認定を受けたことのある企業が対象

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 安全衛生の実施体制の取組 ※取組を確認するもの

項目
① 各事業場（10人以上の事業場）に従業員の健康や安全を担当する組織があるか、又は担当者を置いているか、また、企業本社には、全社的な健康や安全を担当する組織又は担当者を置いていること
② ①の従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況や各種の安全衛生に関する計画の実施状況を継続的に把握し、問題点があった場合には、事業場内（企業内）で情報を共有した上で、必要な対策を検討するようになっていること
③ 各事業場に健康や安全に関する責任者を任命していること

2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

項目
① 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化していること
② ①の明文化した従業員の健康や安全の確保を重視する方針を従業員に周知、共有していること
③ 全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員（従業員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、労働者の過半数を代表する者）の意見を反映させていること
④ 企業のトップ（幹部）に次の項目について報告していること
ア 企業全体の労働災害の発生状況（労働災害が発生している場合）
イ 発生した労働災害の再発防止対策（労働災害が発生している場合）
ウ 各種安全衛生に関する計画の進捗状況
エ 企業全体の労働時間の状況 ※企業全体の職場ごとの時間外労働の状況といった統計的なものなど
オ 企業全体の従業員の健康状況 ※企業全体の健康診断結果に基づく有所見の状況といった統計的なものなど
⑤ 次の項目について、従業員が容易に状況を知ることができるようになっていること
ア 企業内の労働災害の発生状況（労働災害が発生している場合）

イ	発生した労働災害の再発防止対策（労働災害が発生している場合）
ウ	各種安全衛生に関する計画の内容及び進捗状況
また、次の事項については、従業員ごとに、情報を通知していること	
エ	従業員ごとの労働時間の状況 ※適正に把握された労働時間
オ	従業員ごとの健康診断の結果
⑥	安全衛生教育に関する実施計画を策定し、実施していること（労働安全衛生法に定める雇入れ時教育や特別教育も含む）
⑦	厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加するなど、自社の安全衛生の取組の見える化（外部に公開）を行っていること

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（評価項目）

1 安全衛生活動を推進するための取組状況 ※取組を評価するもの（5点）

項目	評価点
① 主要な事業場ごとに安全衛生に関して従業員が主体となって行う取組を支援しているか	1.5点
② 従業員の健康や安全に関する計画策定や見直しにあたり、本社及び全ての事業場において、広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか ※第2の2の③の必要項目と異なり、代表者の意見のみならず、さらに広く意見を聴取している取組	1.5点
③ 各事業場の安全衛生組織・担当者の活動が効果的に機能できるよう、継続的に本社からの支援が実施されているか	1点
④ 国、地方自治体又は労働災害防止団体による安全衛生に関する優良とされる表彰（過去3年以内のものに限る）や認証（有効期間内のものに限る）を取得しているか ※企業の複数の事業場で認証等を取得している場合は1点とする	各0.5点 上限1点

2 健康で働きやすい職場環境の整備

2-1 健康管理の取組状況

2-1-1 健康管理の取組 ※取組を評価するもの（10点）

項目	評価点
① 企業全体としての従業員の健康の保持・増進に関する計画（年間スケジュール表を含む）を策定し、着実に実施しているか	2点
② ①の健康の保持・増進に関する計画を従業員と共有しているか	2点
③ 計画の進捗や企業全体の健康の保持・増進に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか	1点
④ 健康測定の結果を踏まえた健康教育や健康相談などの健康保持増進措置を全社的に行っているか	1点
⑤ 従業員の健康保持増進の取組に関して、医療保険者（健保組合など）が行う保健事業との連携が図られているか	1点
⑥ 従業員への保健指導の実施等の医療保険者が行う保健事業について、従業員が参加しやすいよう協力を行っているか	1点

⑦ 疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みを構築し、対象従業員への支援を行っているか	2点
---	----

2-1-2 健康管理の状況 ※実績を評価するもの (2点)

項目	評価点
① 過去3年間の各年で定期健康診断の有所見率が前年より改善しているか	2点

2-2 メンタルヘルス対策の取組状況 ※取組を評価するもの (10点)

項目	評価点
① 企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定し、実施しているか	2点
② メンタルヘルス対策を推進するための計画を従業員と共有しているか	2点
③ 計画の進捗や企業全体のメンタルヘルス対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか	1点
④ 従業員に対しストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか	1点
⑤ 従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図っているか（又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか）	1点
⑥ 管理者も含む従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか	1点
⑦ メンタルヘルス不調者に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか	1点
⑧ メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰を支援するためのルールを策定しているか	1点

2-3 過重労働防止対策の取組状況

2-3-1 過重労働防止対策の取組 ※取組を評価するもの (10点)

項目	評価点
① 過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画（具体的な取組の方針など明文化されたものを含む）を策定し、実施しているか	2点
② 過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか	2点
③ 計画の進捗や企業全体の過重労働防止対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか	1点
④ 従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合には、改善の取組を促しているか	1点
⑤ 1ヶ月あたりの時間外・休日労働が80時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取組・工夫を実施してい	2点

るか	
⑥ 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施しているか	2点

2-3-2 過重労働防止対策の状況 ※実績を評価するもの (3点)

項目	評価点
① 過去3年間の全ての年において年次有給休暇の取得率が70%以上であるか	1.5点
② 過去3年間の全ての年において1週間当たり40時間を超えて労働させた時間(いわゆる残業時間)が2ヶ月以上連続して月80時間を超えた従業員がいない状況であるか	1.5点

2-4 受動喫煙防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの (2点)

項目	評価点
① 企業の全ての屋内の職場において、受動喫煙防止対策(全面禁煙又は空間分煙(※))を実施しているか (※)換気設備を有する喫煙室以外の屋内の職場を禁煙としていること	2点

3 安全でリスクの少ない職場環境の整備

3-1 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組(リスクアセスメントの実施状況等)

※取組を評価するもの (10点)

(製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る) (注)

項目	評価点
① 安全活動のための計画(全社的又は事業場ごと)を策定し、着実に実施しているか	1.5点
② 安全活動のための計画を従業員と共有しているか	1.5点
③ 4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか	0.5点
④ ヒヤリ・ハット活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか	0.5点
⑤ 危険予知(KY)活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施しているか	0.5点
⑥ 過去の労働災害の事例の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく再発防止対策が実施されているか	1点
⑦ リスクアセスメントの実施のための社内ルール(実施時期、実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等)を定めているか	0.5点
⑧ 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施され、その結果が適切に記録されているか	0.5点
⑨ リスクアセスメントの実施結果に基づき、必要な改善措置を講じる手順が定められているか	0.5点
⑩ リスクアセスメントの実施結果、講じた改善措置については、関係する従業員に情報提供しているか	0.5点

⑪ 安全活動（③から⑩までの活動を含む）の実施において、現場の従業員や労働組合など広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか	1点
⑫ 構内下請事業場がある事業場（建設業であれば現場の関係下請事業者）においては、上記③から⑩の事項について、関係請負人と一体的に取り組み、指導支援を行っているか	1点
⑬ 事業場で想定される労働災害、事故時の緊急時対応が手順化され、関係者への教育訓練がなされているか	0.5点

3-2 安全でリスクの少ない職場環境の整備の状況 ※実績を評価するもの（3点）
（製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る）（注）

項目	評価点
① 過去3年間の全ての年において企業の製造業等の業種の事業場の休業1日以上労働災害の発生率が、同一業種の平均発生率（度数率）に比べ1/2未満であるか	2点
② 過去3年以内に、死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、労働安全衛生規則第96条に規定する事故（爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など）、電離放射線障害防止規則第42条（放射性物質が多量に漏れる等の事故）に規定する事故を発生させていないか	1点

（注） 製造業等とは「労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種（林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業）」を示す。

安全衛生優良認定企業の取組内容

業 種 コンタクトレンズ、眼鏡の卸売り及び販売等
労働者数 20名（2023年4月現在）
認定期間 令和6年2月16日から3年間



1 概要

認定企業は、広島県内に本社と4つの事業所があります。

以下の安全衛生取組事例のとおり、自発的に安全衛生対策に取り組み、安全かつ安心して働くことができる職場づくりを実施している事業場です。

2 取組内容

(1) 経営トップによる安全衛生方針

職場の安全衛生に関する法令や規定を順守するとともに、従業員が安全で快適に従事できる労働環境に努めることを経営トップが表明しています。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

感染予防対策の基本3密（密閉、密集、密接）の回避、手洗い、手指消毒、咳エチケットなど感染防止対策を行っています。

(3) 衛生委員会の活動

経営トップをはじめ幹部が各事業所の巡回を週1回行い、月1回、衛生委員会を実施しています。

(4) 定期健康診断の実施

法令に基づき健康診断実施体制を構築し、年に1回実施しています。

(5) ストレスチェックの実施

従業員のこころの健康を大切に考え、ストレスチェックを行うことで予防、早期発見に努めています。また、チェック終了後に課題点を見つけ出し対策を講じています。

(6) 相談窓口の設置

社内の相談窓口を設置して、本部総務担当が対応しています。

(7) 安全衛生・健康カレンダー策定と取組の推進

年間計画を策定して、全社員が一丸となり取組を推進しています。